

平成 21 年度与党税制改正大綱決定

昨年 12 月 12 日与党自民党・公明党両党は平成 21 年度税制改正大綱を決定しました。今回の税制改正大綱では、景気対策として、内需を刺激するための減税を盛り込んだ内容となっています。

(1) 法人関係

- ① 中小法人等の法人税率の引き下げ（平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の間に終了する事業年度）

資本金 1 億円以下の普通法人などの中小法人等について、所得のうち 800 万円以下の法人税の軽減税率が現行の 22% から 18% に引き下げられます。

- ② 中小法人等の欠損金の繰戻し還付制度の復活

対象は、「平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額」より適用とされるようです。

(2) 個人関係

- ① 住宅ローン控除制度の延長拡大

一般住宅と認定長期優良住宅とに区別し、それぞれ下記のように延長拡大されます。また、個人住民税においても、下記の期間において所得税より控除しきれない額が生じた場合は、所得税の課税総所得等の 5%（最大 9 万 7,500 円）を個人住民税から控除する制度が創設されます。

居住年	控除期間	一般住宅の控除率と控除限度額	認定長期優良住宅の控除率と控除限度額
平成 21 年	10 年	1% 50 万	1.2% 60 万
平成 22 年	10 年	1% 50 万	1.2% 60 万
平成 23 年	10 年	1% 40 万	1.2% 60 万
平成 24 年	10 年	1% 30 万	1.0% 40 万
平成 25 年	10 年	1% 20 万	1.0% 30 万

- ② 長期優良住宅の所得税額の特別控除制度の創設

認定長期優良住宅のための性能強化費用相当額の 10% をその年の所得税額から控除（住宅ローン控除とどちらか選択）

- ③ 特定改修工事の所得税額の特別控除制度の創設

省エネやバリアフリーの改修工事で要した費用の 10% をその年の所得税から控除（住宅ローン控除とどちらか選択）

- ④ 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長

現行の上場株式等の配当所得と譲渡所得に対する 10%（所得税 7% 住民税 3%）の軽減税率が平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年延長されます。